井戸川かわら版

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）ニュース

No. 18

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会　発行日2021年３月16日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6　東電原発事故研究所内
E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp　TEL090-2746-4556（落合）
Webサイト　http://idogawasupport.sub.jp/

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）

第18回口頭弁論期日決定!!!

2021年4月21日(水)

コロナ禍の影響で何回か取り消し延期となっていた井戸川裁判口頭弁論期日ですが、1年3か月ぶりで**4月21日（水）**に行われることになりました。今回から裁判長が代わるということも耳にします。多くの皆様の傍聴をお願いいたします。

詳しくは28ページをご覧ください。

福島原発事故を忘れてはならない!!
風化させてはならない!!

また３月がやってきました、10年目の３月が。国、東電などの原子力村の面々は、福島原発事故など忘れたかのように、いや無かったかのように、「汚染水」を『処理水』など言い換え、形式的な地元説明会を行って既成事実を造ろうとしたり、地球温暖化対策に名を借りて東海第二原発や40年を超えた原子力発電所の再稼働に向けた動きが着々と進んでいます。また政府のエネルギー基本政策には原発の再稼働が堂々と入れられています。

このような情勢の中、国・東電によって被ばくさせられたとして、原発事故の地元の首長が立ちあがって国・東電の責任を問うこの井戸川裁判の意義・重要性をもう一度確認しあい、さらなる支援を高めて頑張っていきましょう。（落合）

［私の主張］	ゼロ×（2+α）＝ゼロ《贋作に騙されている国民》	原告　井戸川克隆	2～22
	放射能汚染・被曝の現実	呼びかけ人　阿部憲一	23～24
［本の紹介］	福島が沈黙した日（集英社新書）	世話人　落合正史	25
漫画	事故は終っていない	作画　常夏さわや	26～27
	井戸川裁判第18回口頭弁論期日のお知らせ、他		28

《私の主張》

ゼロ×（2+α）＝ゼロ　《贋作に騙されている国民》

原告　井戸川克隆

1．10 年経って思うこと

2011 年 3 月 11 日、双葉町は平成 24 年度予算の審議中だった。この日は、中学生の卒業式が 9 時から行われて、中学生たちが新しい旅立ちを始める日でもあった。

町も長く苦しい財政難から上を向く予算を議会に提示していた時だった。ニコニコしていたのだった。この日を振り返ると、4 日前の 3 月 8 日に文部科学省で、文部科学省の地震担当者と東電、東北電力、日本原電の四者で津波の協議をしていて、余りにも大きいので、公表する表現を変えることを話し合っていたと新聞記事で見たが、双葉町には何も聞かされていないから、突然の大地震が来て、大津波が来たと思っていました。

双葉町は津波予測図を作っていたので、大丈夫だと思い込んでいたが、とても、とても大きく、予測図は「作文」に過ぎなかった。

大地震で第一原発は壊れる（溶接不良個所があるので）と考えていたが、大津波で壊れる事までは考えが及ばなかった。原発の事故の現場検証をしていない今、原因を特定できないが、物理的に壊れたということは、過酷な事象に耐えられなかったということで、システムとプロセス設計の問題で人災であることは間違いない。

事故時の「防災・避難訓練」は何回もやってきていて、それぞれが確認し、認識していたからシナリオ通りに進めるものと思い込んでいたら、菅ら官邸に梯子を外されてしまいました。「例えれば、双葉郡民体育大会に 8 カ町村の内、双葉、浪江、大熊、富岡町を参加させないで、誰かと、どこかで、密室大会を行っているのです。」これを正常と考えられる菅直人政権でした。この異常な状態を、現在もこのまま引き継いでいるのが自民党です。

この為、3 月 11 日の夜半からベントについて、官邸と東電は、やり取りしていましたが、双葉町には何も情報は来ませんでした。ベントに気付き、とても高い被ばくをさせられていたことを知ったのは、スーパーアリーナから旧騎西高校に移ってからでした。

12 日 15 時 40 分頃、1 号機の爆発があり、被ばくの恐怖は、その粉塵を頭から被った時でした。この瞬間、ここにいた、みんなの動きと声が止まり、静まりかえりました。この時から、私は、ひろしまの映画のように、いつ死ぬのだろうと思いながら現在まで来ています。今度、発売になりました「福島が沈黙した日」の文中に、放医研は「双葉地区住民はハイリスク群」と見立てられていたと、書かれていることで、驚愕の事実が公知されることになりました。私たちは、ベントと爆発の二重被ばくをさせられていたのです。

事故時のシナリオ「原子力災害対策マニュアル」を無いものにして、国民を騙し、現場を混乱させ、この命の情報止め、被ばくさせた菅直人らを殺人者と思っています。この思いは永久に続きます。

2．ゼロ×（2+α）について

先ず、始めに、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所破壊事故を、本件「発電所破壊事件」と呼ぶことにしています。

本件「発電所破壊事件」の起源を探ると、私たちに安全だと話してきたことが、全部、ウソと偽装の塊だと分かりました。

その嘘の上塗りをしているのは、（2＋α）なのです。

下記グラフは、福島県民×（国、東電）と（α）の事故の責任割合を表示しています。

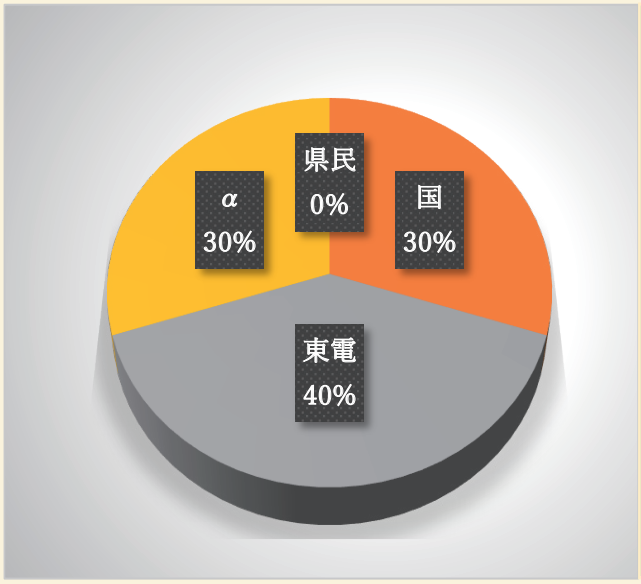

1．事故過失割合を算数で考えると
県民０％×国 30％×東電 40％×α30％＝０
という結果になり、幾らかけても０です。
2．０にならないためには、県民を除けば 100％となり、数式になります。加害者は 100％です。
3．県民（国民）が０の理由は、発電所を所有、営業をしていないので責任がないことです。
4．東電を 40％としたのは、唯一利益を得ていたからです。
5．国とαを 30％としたのは、国民の保護を怠り、東電に味方しているからです。

αについて、皆さんはどのように考えられているでしょうか？

その答えは、事故時の対応から考えるとその答えは分かります。ゼロは、公論と合意から疎外されている県民です。２は、上図から「東電」と「国」であることは明確です。αの正体は、事故から県民の立場に立たず、核分裂生成物から県民を守らなかった福島県庁だということがお判りでしょう。

題名の『ゼロ×（2+α）』の意味がお判りになったところで、本題に入ります。αと国を、どちらも30％としたのは、行政に属する国と地方公共団体が含まれるからです。行政を（国 30％+地方 30％）にした理由は、順法しなければならない立場にあることです。行政の災害時の順法とは、災害対策基本法の趣旨に反しないように、国土、国民の生命、身体及び財産を災害から守れと、義務が行政に定められているからです。

しかし、本件「発電所破壊事件」後は、行政法規は脱法し放題。原子力防災関係マニュアルは全て排除して、「手当たり次第」の対応をしていたのです。特に許せないのは、関係法並びに災害対応のマニュアルや、福島県のしおり等にある「住民の生命・身体を守れ」と記されていたのにも関わらず、東京及び東京電力を守っていた。そのために、双葉病院は取り残されて、多くの患者が亡くなったのです。

行政の義務上の観点から見て、本件「発電所破壊事件」の場合、行政が必死に行ったことを、10 年経

過して振り返ってみた場合、行政の不当な「言葉遊び」と「贋作の作文」で、国民に責任を転嫁することに、終始していることが際立っています。

特に、経産省のメディアコントロールは凄まじいものがあり、インターネットの監視を外注していた資料を見たことがあります。その資料を見ると、日本は経産省に牛耳られていて、本件「発電所破壊事件」では、ウソと偽装の作文を蔓延らせ、東電を免罪させ、原子力規制業務を一手にしてきた原子力安全・保安院、原子力安全委員会、原子力安全基盤機構等を、責任追及から逃避させたこと、日本政府を東京電力株式会社に天下りさせたことなどは、行政本来の業務ではなく、背任になります。

αの実態は、

県民を０としたのは、ステイクホルダー・ミーティングという原始的な合意形成を（２＋α）らが、これを拒み、県民らを不当に排除して、（２＋α）らだけが、密室で自分たちだけの生き残りと都合のために、ウソと偽装の限りを尽くして、県民らの救済を怠り、自助を迫られているので、０とカウントしました。

「α」は、県民救済を標榜しているが、実態は真逆で、緊急時環境放射線モニタリング測定値の公表を阻み、スピイディ情報を閉ざし、ヨウ素剤の予防服用を行わず（ヨウ素剤「予防」服用の最終判断は市町村長が判断できます。)、スクリーニング基準を 6000cpm から 10 万 cpm という驚愕の 16 倍に引き上げて、核分裂生成物の脅威を周知させないで、県立医大に虚偽の健康調査を強要させるなど、県民の健康権を侵害し、損害賠償請求権まで妨害している福島県庁を「α」と位置付けている。

「α」の犯罪性を示すのは簡単で、事故前に行われていた、数々の原子力災害対策の防災・避難訓練や、防災用冊子と、「原子力行政のあらまし」を参照すれば簡単にウソが見分けられます。

３．見えない敵がいた

核分裂生成物の見えない敵よりも怖い敵がいた。それは、一番事故現場に近い、双葉町、大熊町を事故対応体制からの排除だった。今まで、菅直人の独断専横と見ていたが、福島県庁に本物の敵が潜んでいた。

共犯者が、復興と叫んで、県民の避難を阻んでいたのだ。その証拠に、スピイディ情報に一番近い所に共犯者がいて、３月１１日２３時４９分、大熊町にある福島県原子力センターに、スピイディ情報が届けられたが、これを見ることが出来たのに、福島県災害現地対策本部長が止めたことが考えられる。

それ以外の決断者（知事）はここにはいなかった。このことを確認できたのは、最近、県現地対策本部会議記録の情報開示を請求したら、「会議はしていません」という返事が届いたので、ここでウソをついていることが確認できた。

この現地本部長は、１１日の２３時頃、双葉町役場に立ち寄り、私が留守だったので、何も言わずに大熊町のオフサイトセンターへ向かったと考えられる。この時、オフサイトセンターは停電で使えなかったので、一時、県の原子力センターにいたと伝えられている。この本部長は、１４日に核分裂生成物の線量が高くなり、オフサイトセンターの使用を諦めて、県庁を使うことにしたので、一足早く県庁に向かった事が、記録されている。

１１日の夜半から１４日まで、県原子力センターとオフサイトセンターに、県の本部長は滞在してい

たが、事故時に開催することにしていた県現地対策本部会議をしていないとは考えられないが、情報開示請求に対して、会議はしていないと答えたのは、この会議に参加するはずの双葉町、大熊町、浪江町、富岡町等が参加させられていないので、「**していない**」と応えるしかなかったのだろう。

県現地対策本部会議は開催していませんと答えたのだから、開催すべき会議を開催していないということになり、県現地本部長としてオフサイトセンターにいた内堀副知事は、不開催という「不作為」を働いたという証拠を示したことになる。

● 正しい示談の求め方

合意・同意を共有する手段として、当事者と反当事者が同席すること基本中の基本である。

ステイクホルダー・ミーティングの基本を図示すると以下のような形になる。

✧ 平等な立場で自由な討議・討論＝結果➡示談・妥結となることが基本・・・公開ができる

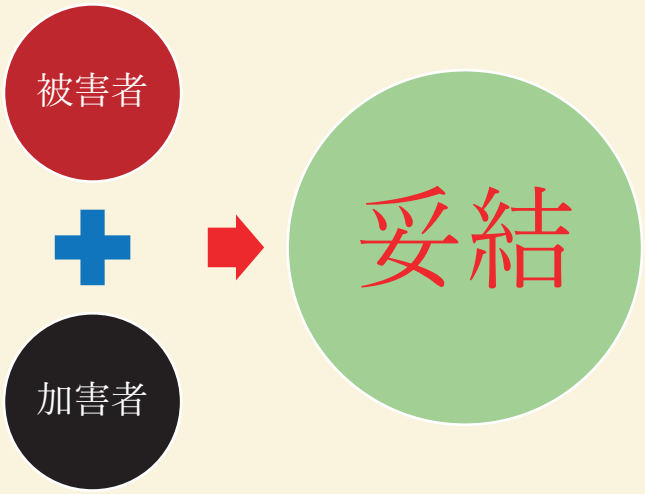

≪図 1≫は正常な形

● 本件の場合➡故意・過失、極悪の連続では、示談には至らない

✧ **本件「発電所破壊事件」においては、偏見で、密室で、加害たちが、加害者による、加害者たちのための会議が行われた。・・・公開できないものになっているので無効である。**

≪図 2≫は本件「発電所破壊事件」後の姿で無効である。

４．偽装との戦い

いやあ、長かった。一人の声はなかなか通らない。私がずっと言ってきた、核害の真相を明らかにしてくれたこの本は、非常にありがたいと思っています。

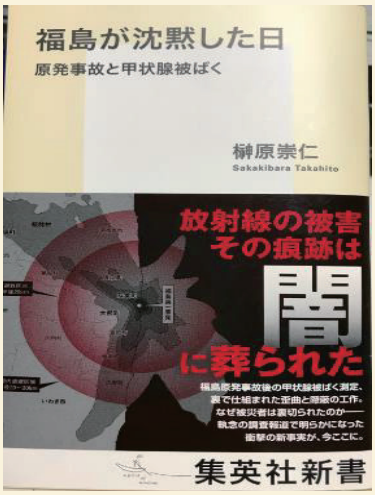

54 頁【三月一三日に放医研は、「双葉地区住民はハイリスク群」と見立てていた。原発近くにいた人たちの身を案じるのは当然だろう。しかし、三月二四～三〇日に実施された政府の甲状腺被ばく測定では、原発近くから避難した人たちが対象外となった。事故後の混乱で放医研の見解が伝わらなかったとしても、あまりに不自然だった。】について解説を加えると、官邸にいた総理大臣官邸原子力災害専門家グループの影の動きを監視しなければならない。

事故に備えていた、原子力災害対策マニュアルを実施していれば、本書に在るような偽装はできなかった。

ここで、皆さんに、現実とウソの世界をご覧いただきたい。
以下にお示ししました写真は、大熊町に有った原発の有事に使うために備えておいた施設「緊急事態応急対策拠点施設」を活用して行った、「本物」の防災訓練の様子と機材等を撮影されています。

皆さんは、事故発生から今日までの政府の「贋作」を見せられてきました。私は事故直後から「贋作」だと、主張してきましたが、国民の皆さんは、本物を見ていませんので、「真・贋」の判断は無理でしたが、以降の写真を公開します。事故後のメディアの映像には、偽装されていますので、この写真のような場面を見ていないはずです。良くご覧下さい。

福島県原子力災害対策センター

福島県原子力災害対策センターの役割

緊急事態応急対策拠点施設としての機能

福島県原子力災害対策センターには、国と県の現地対策本部が設置されるとともに、関係町、警察、消防、東京電力㈱、防災関係機関及び専門家とともに、「原子力災害合同対策協議会」を組織し、次のような機能を果たします。

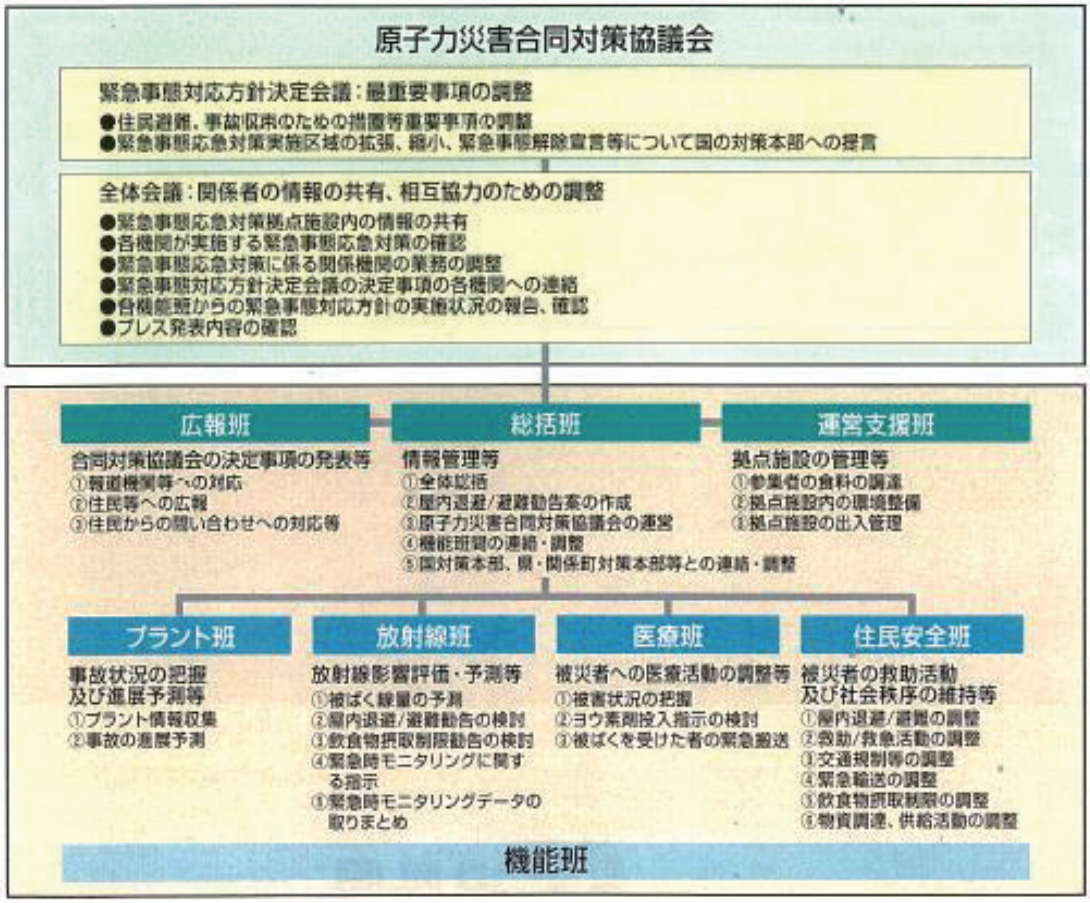

■福島第一原子力保安検査官事務所
福島第二原子力保安検査官事務所

経済産業省原子力安全・保安院の「福島第一原子力保安検査官事務所」と「福島第二原子力保安検査官事務所」が置かれ、それぞれの原子力防災専門官が常駐しています。

原子力防災専門官は、原子力災害対策特別措置法の通報基準に定める異常事象の通報を受けた場合には、原子力事業者や自治体などとの間で迅速な情報収集、連絡を行うとともに、県や関係町が行う応急措置に関する助言を行うこととされています。

■除染室

防災業務関係者などの除染のためのシャワー室、更衣室を備えています。除染に使用した洗浄水は専用の貯留槽に保管されます。

■運営支援室

原子力災害合同対策協議会の運営支援班が置かれます。

運営支援班は、施設の環境整備、入出室管理、参集者の食料などの調達などを行います。

■プレスルーム

原子力防災専門官及び原子力災害合同対策協議会が取りまとめた事故の状況、応急対策の実施などに関する資料を、報道機関などに提供するための部屋です。

また、ここでの情報を迅速に伝達するため、報道機関が使用する電話回線なども整備されています。

■県・町ブース

福島県原子力現地災害対策本部が設置されるとともに、関係町などから派遣された連絡員がそれぞれの町災害対策本部などと連絡をとるためのスペースです。

■総括班・広報班

原子力災害合同対策協議会の総括班と広報班が置かれます。
総括班は、合同対策協議会を運営するとともに、県、関係町、原子力事業者などとの連絡調整を行います。
広報班は、住民への広報活動、報道機関への対応を行います。

■住民安全班・医療班

原子力災害合同対策協議会の住民安全班と医療班が置かれます。

住民安全班は、屋内退避や避難、救助・救急活動、交通規制などの調整を行います。

医療班は、被災者への医療活動、安定ヨウ素剤投与、被ばく医療活動の調整を行います。

■全体会議エリア

原子力災害合同対策協議会の全体会議を開催するスペースです。

国、県、関係町、原子力事業者、防災関係機関の代表者、各機能班の責任者などが出席して、情報の共有、応急対策実施のための関係機関相互の調整、広報文の確認などを行います。

前方の大型スクリーンには、ERSS、SPEEDI（10頁参照）などの情報や、テレビ会議の映像が表示されます。

■現地本部長室

政府の現地対策本部長（経済産業副大臣）の執務室です。
現地における実質的な責任者として関係機関に対する調整や指示を行い、緊急事態における応急対策を実施します。

■緊急事態対応方針決定会議室

屋内退避又は避難の決定、安定ヨウ素剤服用、事故収束のための措置などの最重要事項について調整を行う「緊急事態対応方針決定会議」を開催します。
ここでは、首相官邸、経済産業省、福島県庁、関係町役場との間でテレビ会議を行い、内閣総理大臣から国現地本部長、知事、関係町長に対し応急対策の指示が出されます。

■経済産業省、関係省庁ブース

経済産業省、文部科学省、内閣府、総務省消防庁などの各省庁から派遣された職員が使用するスペースです。

■事業者ブース

東京電力㈱から派遣された職員が使用するスペースです。発電所との専用FAXなどを設置しています。

■放射線班

原子力災害合同対策協議会の放射線班が置かれます。

放射線班は、県環境放射能監視テレメータシステムによる発電所周辺の放射線測定データや、ＳＰＥＥＤＩ（10頁参照）による放射性物質の拡散予測結果などを評価し、屋内退避や避難が必要な地域の検討を行います。

■プラント班

原子力災害合同対策協議会のプラント班が置かれます。プラント班は、事故状況の把握のための情報収集やＥＲＳＳ（10頁参照）を用いた事故進展予測を行います。

通信・情報設備など（国事業）

映像システム及びテレビ会議システム

映像システムは、ヘリコプターなどのカメラ映像、ＴＶ映像、ＥＲＳＳ及びＳＰＥＥＤＩなどのデータ端末の画面を、全体会議の大型表示装置や壁面設置の情報共有表示装置に表示します。

また、テレビ会議システムにより、福島県原子力災害対策センター、首相官邸、経済産業省、福島県庁、関係町役場が結ばれており、原子力災害合同対策協議会が取りまとめた各種情報を映像と音声で各会場へ提供したり、関係町が取りまとめた被害状況を県や国に報告することが可能なため、災害情報の共有や住民避難などの重要事項の意思決定を迅速に行うことができます。外部との通信回線は、専用回線と衛星回線の２系統が確保されています。

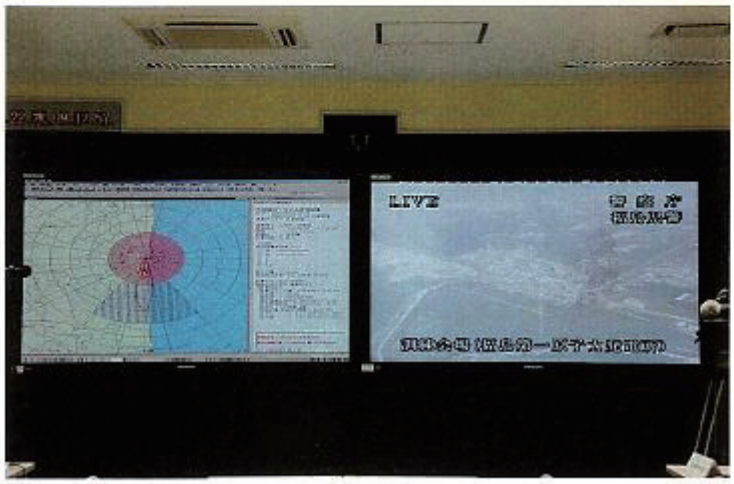

全体会議用大型表示装置

福島県庁局

各種情報表示システム

人口分布や社会情報などに関する情報、アメダスなどの気象情報、その他災害対策活動に必要な各種情報を集約し表示するシステムです。

気象情報の表示例

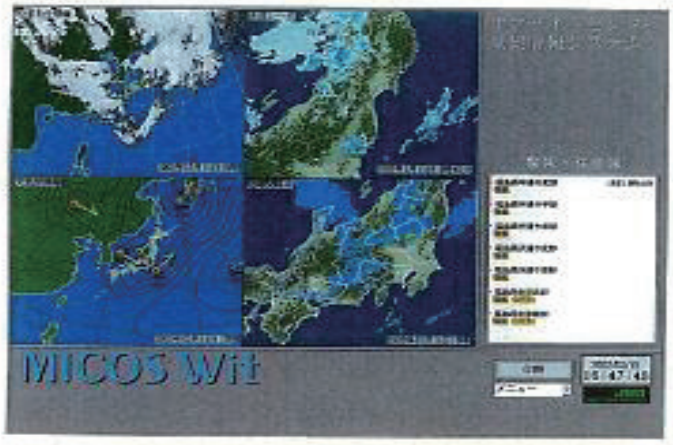

一斉招集連絡システム（原子力防災専門官室）

原災法第10条通報があった場合、初動期に必要な情報の共有を図るため原子力防災専門官が開催する「現地事故対策連絡会議」の構成員への招集連絡を一斉に行うシステムです。

本件「発電所破壊事件」では、一斉召集連絡はなかった。
原子力防災専門官の所在は確認できなかったために、近隣の参集要員に連絡が無かった。
これが、事故対応を誤らせた主因と思う。
このため、双葉町は事故開始から現在まで、合同対策協議会に参加していない。
したがって、本件事故開始から政府らしきものたちが勝手に決めた避難エリア、20ミリシーベルト、避難解除等に正当性が無いので、従う理由は存在しない。

ここで、怒りの声を挙げなければならない。

理由は、本件を「発電所破壊事件」と命題した理由の源泉がこの写真に在る。原災法に準じれば、この一斉通報を作動させなければならなかったが、原子力防災専門官が「義務」を放棄したために、参集要員はオフサイトセンターに参集させられなかった。

原子力安全・保安院の意図的脱法が無ければ、この写真に在るように、双葉町に参集通報が来ていたはずだ。

発電所周辺自治体をどうして排除したのかの理由を、原子力安全・保安院、菅内閣から一度も説明が無く、理解を求められたことはなかったので、これを怠ったのは意図的で悪質な事故対応をしていることと理解している。

菅直人の独裁を可能にするために、我々発電所周辺自治体を事故対応から排除したために起きたことは、次のように、事故実態を隠ぺいすることが出来た。

隠ぺいの正体は、❶発電所周辺住民の避難誘導の不徹底を隠すことが出来たこと。❷核分裂生成物が環境中に放出された実数を隠すことが出来た。❸実態と違う狭い範囲を避難区域にすることが出来た。❹実像を隠し、被害量を矮小化できた。❺規制機関がこれまで言ってきた事が作文だったことを知られないで済んだ。❻規制側の懈怠を追及されないようにした。❼情報を閉鎖することで、政府の不作為の追及を避けた。❽作文家のシナリオでは事故処理が出来なくなったことがバレることを防いでいる。❾政府の機能不全とパニックを知られないようにした。❿外道に進み衆生を地獄へ導いた⓫この事態を招いたのは、原子力安全・保安院の悪戯と懈怠によるもの

緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）

原子力発電所で事故が発生した場合、第一義的には原子力事業者が施設の状態判断や事故の進展予測判断を行いますが、ＥＲＳＳは、原子力事業者から送られてくる原子炉などに関する情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知的データベースに基づいて事故の状態を判断し、今後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムで、緊急時における国の応急対策を支援します。

①発電所情報表示例

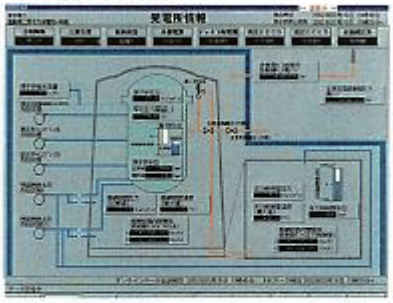

②環境パラメータ表示例

③事故状態の判断・予測例

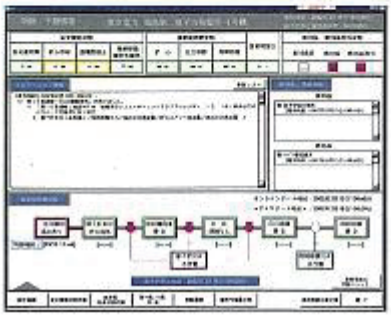

④今後の事故の進展予測例

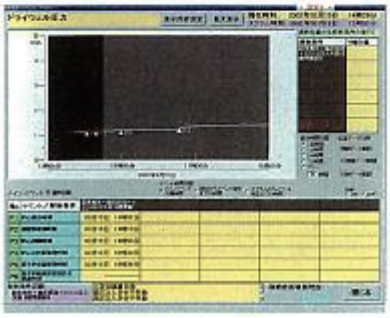

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ）

原子力発電所から大量の放射性物質が放出されたり、あるいは、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中の濃度及び被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データを基に迅速に予測するシステムです。

災害対策本部は、ＳＰＥＥＤＩが予測した情報を基に、住民のための防護対策の検討を迅速に進めることができます。

①風速場の予測例

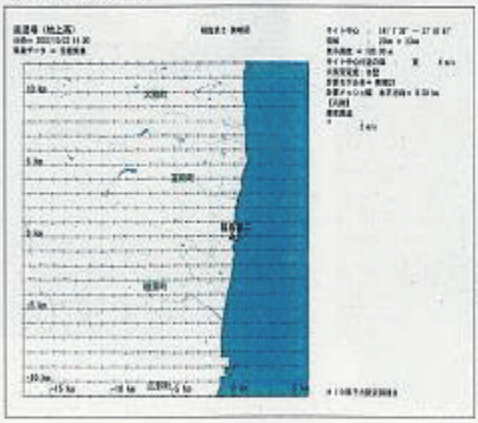

②吸収による甲状腺被ばく等価線量予測例

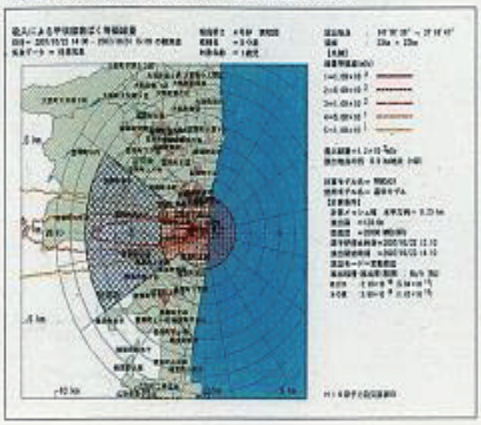

原子力防災資機材（県事業）

個人被ばく線量管理システム（平成13～15年度原子力施設等緊急時安全対策交付金事業）

原子力防災活動従事者の被ばく線量を適切に管理するため、福島県では「個人被ばく線量管理システム」を整備しています。本システムは、従来人手により行っていた個人被ばく線量計の貸出し及び返却時の線量値読取り業務を、赤外線通信と個人識別票の自動読取りなどにより省力化するとともに、記録された個人の被ばく線量を、作業期間、作業場所、作業内容といった情報とともにコンピュータで管理するものです。

さらに、クライアント装置に読み取られたデータは、オンラインにより福島県原子力災害対策センターに設置した管理サーバ装置で集中管理されますので、専門家の助言を受けての適切な対応が可能となります。

関係町役場、消防署、警察署などにクライアント装置を導入しネットワークを構成しています。

個人被ばく線量計の読取り

個人識別票の読取り

クライアント装置

○配置機関（11機関）

サーバー装置　福島県原子力災害対策センター

クライアント装置　福島県原子力災害対策センター
広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
富岡消防署、浪江消防署、富岡警察署、浪江警察署

モニタリング情報共有システム（ラミセス）の表示端末及び操作端末（平成19～21年度原子力施設等緊急時安全対策交付金事業）

モニタリング情報共有システム（ラミセス）は、緊急時の環境放射線モニタリング活動における測定結果などを表示し、モニタリング活動を支援するシステムです。現場での放射線測定結果とＧＰＳによる位置情報を、携帯端末により迅速に福島県原子力センターに伝送し、モニタリングポストの測定データとあわせて表示します。福島県原子力災害対策センターには表示端末（大型ディスプレイ）及び操作端末が設置されています。

可搬局システム

移動サーベイ局システム

表示端末と操作端末

福島県の原子力災害対策（福島県地域防災計画原子力災害対策編）

1　知事は、原子力発電所に事故が発生し、次のうちのひとつに該当する場合には、直ちに「福島県災害対策本部」を県庁に設置します。

（1）発電所の原子力防災管理者から原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合

（2）県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト／時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合

（3）内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合

（4）その他知事が必要と認めたとき

（県が設置しているモニタリングポストにより異常な空間線量率が計測され、その原因が発電所に起因することが明らかな場合など）

2　知事は、災害対策本部の設置と同時に、福島県原子力災害対策センターに副知事を現地本部長とする「福島県原子力現地災害対策本部」を設置して、国や関係町などと連携しながら応急対策の実施にあたります。

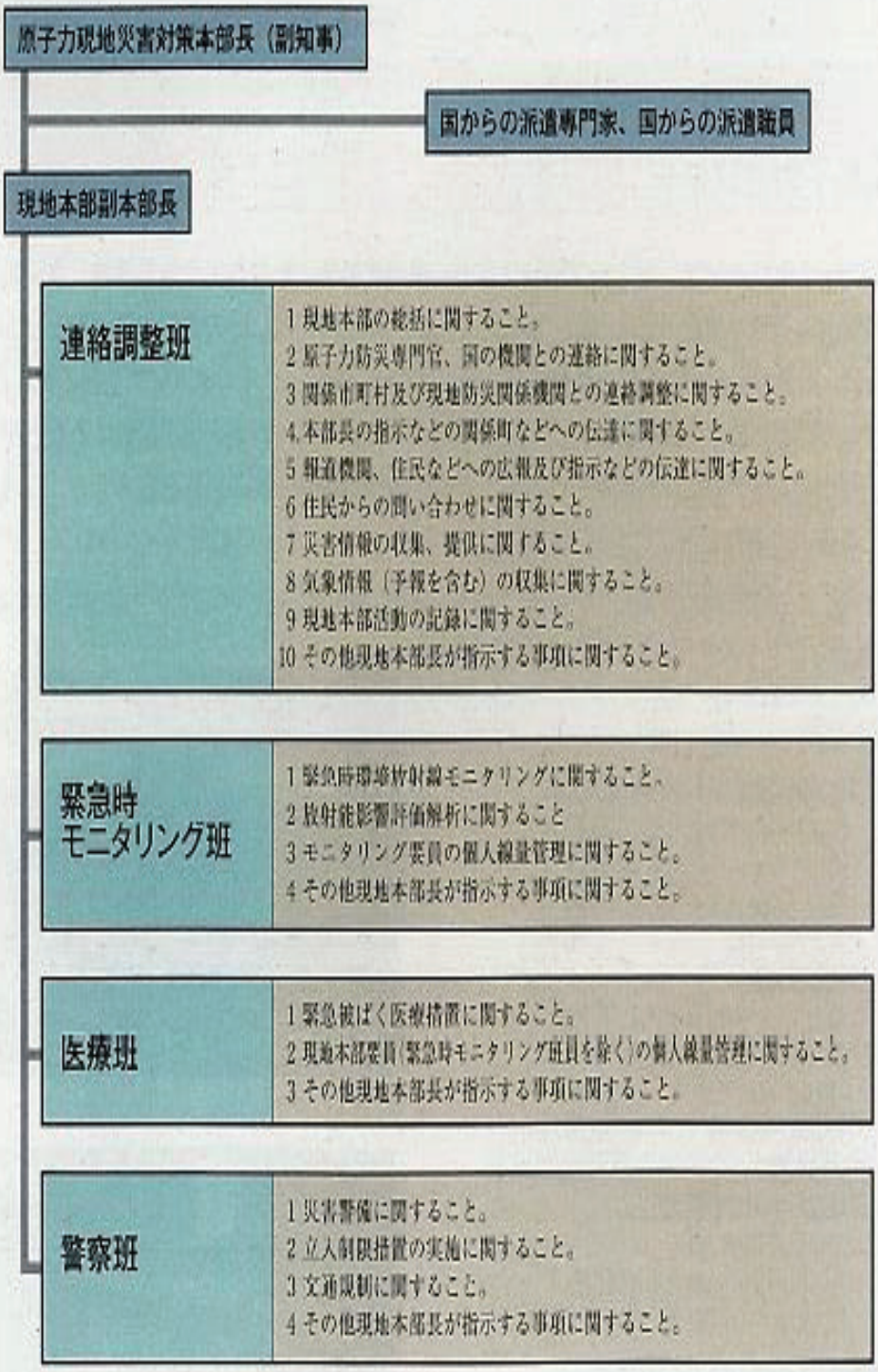

周辺施設の紹介

福島県原子力災害対策センターの周辺には、環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療施設などの原子力災害対策関係施設があります。

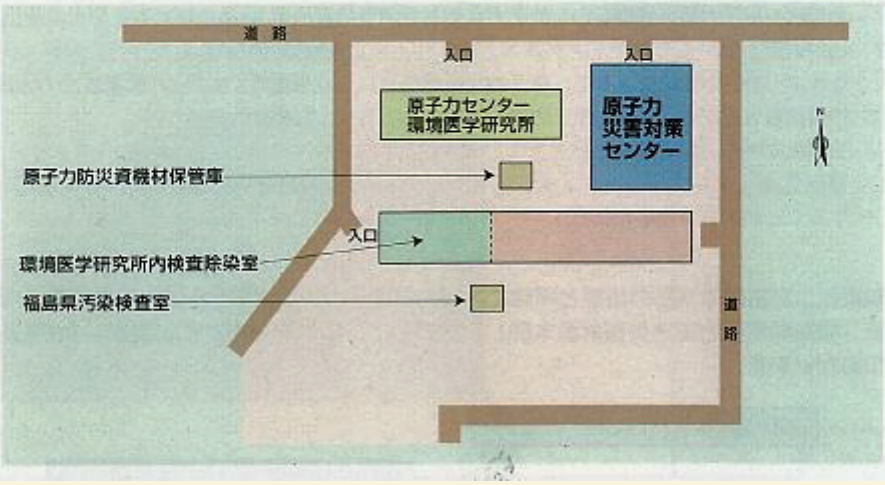

福島県原子力センター

福島県原子力センターは、安全確保協定に基づく環境放射能の監視測定や通報連絡、及び広報などを行い、原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るとともに、緊急時には、県の機関や関係町などから派遣される要員とともに、県現地災害対策本部の緊急時モニタリング班を組織し、モニタリング活動の拠点となります。

平成11年のJCOの臨界事故を踏まえた対応としては、モニタリングポストを増設するなど平常時における監視体制を強化するとともに、可搬型モニタリングポストや移動サーベイ局等を統合した「環境放射線情報システム」、各種の放射線に対応できるよう中性子線サーベイメータや可搬型スペクトロメータなどを整備し緊急時モニタリング体制の充実を図りました。さらに、測定結果を県ホームページ（http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp）でリアルタイムで公開しています。

■測定体制

①環境放射能監視テレメータシステム

モニタリングポスト	23局
ダストモニタ	5局
風向・風速計	5局
大型表示装置	8地点

②空間積算線量

蛍光ガラス線量計(RPLD)	15地点

③モニタリング情報共有システム

可搬局(可搬型MP)	5基
移動サーベイ局	10基
表示装置	3地点

④環境試料中の放射能測定

(33品目477検体/年)
全β放射能、γ線放出核種濃度(I-131含む)
H-3濃度、Sr-90濃度、Pu-239+240濃度

●原子力センター

所在地　双葉郡大熊町大字下野上字大野199
施設概要　RC 2階　延床面積　1,774.6㎡
連絡先　TEL0240-32-2230　fax0240-32-3440

●原子力センター福島支所

所在地　福島市方木田字水戸内16-6
施設概要　RC 2階　延床面積　478.2㎡
連絡先　TEL024-544-2030　fax024-544-2040

原子力センター

モニタリングポスト（双葉町上羽鳥局）

第二次緊急時医療施設

県では、原子力災害時などにおいて、放射性物質により汚染した者などに対する被ばく医療を行う施設として、以下の第二次緊急時医療施設を整備しています。

(1) 福島県環境医学研究所内検査除染室（平成11年度原子力防災対策臨時特別交付金事業）

身体汚染及び甲状腺の汚染測定、除染、被ばく応急治療などを行います。

・施設概要　ＲＣ１階(改築)、延床面積195㎡

・設備　除染浴槽、ホールボディカウンタ、簡易無菌ベッド、処置台、診察台、サーベイメータなど

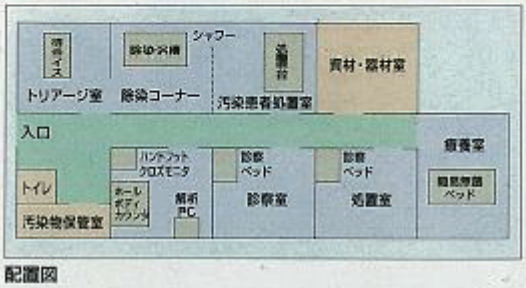

配置図

除染浴槽

(2) 福島県汚染検査室（昭和56年度整備）

身体汚染及び甲状腺の汚染測定、除染、被ばく応急治療などを行います。

・施設概要　ＲＣ１階、延床面積60㎡

・設備　除染浴槽、ホールボディカウンタ、処置台、サーベイメータなど

配置図

ホールボディカウンタ

福島県原子力防災資機材保管庫(昭和62年度原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業)

原子力防災活動に必要なサーベイメータ、個人被ばく線量計、防護服、防護マスクなどが保管されています。

サーベイメータ

防護服など

事故が終息した時、これと同じ写真集ができる事を願っていますが、実写されているはずがない部分は、贋作か漫画になるしかありませんね。

５．そして破滅へ向かう日本

先ず、中央集権制度の加虐性が口火を切ることだろう。原子力安全・保安院のある審議官が、事実から逃げたことで、多くの国民を不幸に落とした。高学歴社会は、作文の作成を生業に励み、益々、白い紙に金額を印刷し続け、株というお化けで資産を増やし、生産現場離れを引き起こすことになり、現場に働く人類は、自然の変動に一番早く淘汰されてしまうことが心配である。

人類が進化するにつれ、原始的な直接統治が効率を理由に、間接統治に代ってきた。その過程で、組織から選ばれる原則の役員が、組織を私物化するようになり間接統治を劣化した。

また、社会が中央と地方に、二分化して、片方の中央集権の者達は作文を生業として、現場に沿わない会議を続けて、優越的立場を悪用して、作文の失敗を地方に押し付けて自分に傷がつかないように、高学歴者グループを守っている。地方分権の者達は、作文では現場を作ることも、壊すこともできないので、実際の図面を書いて、汗を掻いている。

このような分化は、中央の作文屋たちは、実情を診る眼を失い、情報不足を良い事にして、贋作を書くようになる。

実情は海外からもやってきていた。日本政府の原子力安全・保安院の職員は 2006 年と 2008 年に米国に出張し、NRC の幹部から B5b について詳細な説明を受けた。しかし、そこで得られた知識はその後、日本国内の原発の規制に生かされることはなかった。

2012 年 1 月 30 日に保安院で開かれた記者会見で、森山善範対策監は、朝日新聞記者の質問に答え、「保安院から NRC へ出張して、米国の対策について状況を聴取した、という事実はある」と認めた。しかし、その際にはメモをとることが許されず、資料も持ち帰ることもできず、「保安院の中で広く情報が共有されていたわけではない」というような、やり取りがネットに出ていました。

B5b とは、2001 年 9 月旅客機が高層ビルに突入した事件を受けて、米国政府が、全電源を喪失した場合、応急的に原子炉を冷やす準備などについて、米国内の原発に義務づけた、新しい規制を B5b と呼んでいます。

我が国の保安院はこの事実を知りながら、電気事業者に義務付けをさせないで、本件「発電所破壊事件」を誘発させたのです。

もう一つあります、原子力安全委員会の指針 27 には、長時間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。非常用交流電源設備の信頼度が、系統構成又は運用（常に稼働状態にしておくことなど）により、十分高い場合においては、設計上全交流動力電源設備喪失を想定しなくてもよい。となっていたことから、燃料溶融が起きたと断じても良いと考えています。

まだまだ作文が氾濫しています。逆に考えると事故前の作文が事故の引き金になった証拠になるのです。だから、裁判所は過去の証拠を見ないようにして「予見可能性」が無かったと、虚偽の判決をしているのです。

ドイツの裁判官は、市民といっしょにデモをしています。ボランティアもしています。

日本に暮らす皆さんは、息苦しくなりませんか？私は、息苦しいですね、こんな人生にほとほと参っています。コロナ処理と原発事故処理は全く同じです、末端にいる者に、自助と言って、丸投げですね。

お終い。

放射能汚染・被曝の現実

呼びかけ人　**阿部 憲一**（広野町議会議員）

福島県内でも放射能汚染・被曝の問題の追及をやっている公人は私の他２・３人しかいません。双葉郡８町村の長・議員・関係者らが一堂に会する機会があっても、この問題を口にするのは私だけ。東電工業の社員だったうちの町長は耳障りのいい言葉で町民をそそのかしながら「健康被害は問題ない」と一貫して国・東電の意図に沿って「復興・復興」と物ごとを進めて来ました。避難者に手を差し伸べる態度は全くなく、町に戻れと執拗に兵糧攻めを続けています。

町民は、北隣の楢葉町までは相当まとまった賠償金が出るので「放射能コワい」と思えば遠方に家を持てますが、当町では、汚染レベルに違いがないのに、翌年途中までの月10万円だけなので、地元に貼り付けなのです。私は町民の健康被害が証明された時には町の責任だけは問えるよう、町長等にあらゆる質問をぶつけて答弁を議事録として残す作業をやって来ました。しかし、町の職員も議会も皆が“空気” の奴隷で、放射能汚染・被曝のことではほぼ誰の協力も得られません。町には広野火力発電所があり、中学の同級生の半分は東電関係にお世話になっています。県内を見渡してもこの固められた現実を本気で突き崩そうとする人間がいません。

今回、セシウム 134 ＋ 137 だけでもチェルノブイリ原発事故の 1.7 倍～数倍は環境中に放出されているというのが海外の主要な研究機関・政府機関の当初の見解でした。霞ヶ関が言う放出量 1168.7京 Bq（チェルノブイリの放出総量の約 85.6％）とは、31 の放射性核種と同位体で、半減期の短い核種は全て除き、最初の 150 時間の分だけ、１～３号機の原子炉からの分だけ、大気中へ放出された分だけの合計に過ぎません。それ以後の方が数倍 放出されており、無税運転をしていた筈の４号機からの一切と、それぞれの使用済み核燃料プールからの分と、今も太平洋や地下へ流れ出している分と、永年の使用で堆積した炉内のガレキ汚染の分が全く含まれていません。この深刻さはチェルノブイリの比ではありません。

環境省は１日の内 16 時間を遮蔽効果のある室内にいるものとしてその間の線量を６割も差っ引き、内部被曝を全く含めず、地上１m測定で、つまり、あちらの８割引きもの数値を使っています。あまりに工作が過ぎます。

チェルノブイリ基準（事故後15日辺りの地面のセシウム沈着）と測定方法を当てはめると、福島県の東半分はゾーン１になる筈で、即刻避難。関東北部はゾーン２の筈で、避難義務です。ウクライナ・ベラルーシではゾーン３（移住権利を付与）でも移住組を含めて膨大な健康被害を出しました。

現に 2010 年を起点にすると、福島県は今年は10万人当たりの死亡者の割合が全国平均よりも５％以上上回ります。自然減を除いても、余計に亡くなった人が浜通り地方だけでも２万人は下らない計算。被曝訴訟の立証で第一人者の矢ヶ崎克馬氏（琉球大学名誉教授）による死亡数の推移のグラフの 2011 年からの変化を見ても、似たような数字が出てきます。

免疫力低下のために、例えば新型コロナで肺炎になるとあちら側に転がってしまうというような亡くなり方なので、目立たないだけ。**これが被曝死**ですね。何年も経って地域全体の数字の上昇が目立つまでは現実が見えない。僅かに被曝線量が上がっても、地域全体では大勢が亡くなるのです。県全体ではこれまで９万人ほどが余計に亡くなっていることになります。これが我々の現実。発癌や死亡者が多くなったという声も、皆が人の死に敏感になっているからでしょうか。県の統計では、死因の悪性リンパ腫は 2010 年から５割近くも増加。逆に、死因の急性心筋梗塞は 2012 年をピークに半減しており、大気中や食物中のセシウムが落ち着いたためと考えられます。

唯一県が健康障害として取り上げている子どもの甲状腺癌は、1/15 現在、県民健康調査 252 人 ＋検査対象外 12 人（県立医大のみ調査）＝264 人。この健康調査と被らない子どもが３・11 甲状腺がん子ども基金の集計で 16人。勿論、全国でも突出。

それも、県のエコー検査の Ａ１・Ａ２・Ｂ・Ｃの判定では、Ｃは発癌の疑い濃厚で２次検査に回されますが、Ｂ判定が問題で、結節が目立って大きかったり結節に血管が通りかけているような子どもは「異状」と扱われ、県はこれらを病院で一般診療を受けることを勧めて実質的に検査対象から外しており（専門医にかかればこの検査に戻る必要性がないため）、今では新規の患者がほとんどないというイカサマを続けています。世界的に注目が集まる東京オリ・パラを控えて。発癌した子どもがどれだけいるのか誰も分かりません。それも、国も県も専門医などに移った子どもの追跡調査をやろうとしません。発癌の実態を掴むために癌統計との照合が言われながら、未だに着手せず。しかも、この検査では甲状腺癌が見付かった子どもの９割以上に既にリンパ節への浸潤や肺・遠隔部への転移が見られる上、死亡者についても調査をしません。被曝の疑いで亡くなっても検査体制がありません。大人の甲状腺癌、子どもを含めたその他の疾患、県外の実態については委員から発議がないとして議論自体をやりません。県は民間の代表を「県民健康調査」検討委員会に加えることも拒否です。

最も恐いのは放射性核種の舞い上がりです。県内では 2015 年でも毎日のように至るところで環境放射線モニタリングポストの数値が跳ね上がり、1,000 μSv/h 以上も普通にありました。私の確認した最高値は二本松市で 2014 年に 117,000 μSv/h。

これについて原子力規制庁の監視情報課はありとあらゆる言い訳をして来ましたが、徹底追及すると「眼には見えないけれども至る所にセシウムなどが吹き溜まりになっていて、それが舞い上がるか、フクイチからダストが拡散せずに飛んで来たと思われる」と私に漏らしました。「モニタリング ポストを町中に 100 m 間隔で設置したら、そちこちで数値が跳ね上がるでしょう。こんなところに暮らせると思いますか」と質すと、無言です。

この件の解明にはモニタリング ポストのメーカーの技術者らに取材したり１年半を費やしましたが、今では異常値がネットですぐに?める手段が無くなってしまいました。

どこでどうプルトニウムなどの致命的な微粒子を吸い込むかも知れません。当時、現場の情報を電話会議で逐次 吸い上げていた NRC［米・原子力規制委員会］は１マイル以内にたくさんの核燃料棒が散乱していると 3/26 の報告書に書いていて、それは今も公式サイトにあります。３号機の辺りに大量に散乱している動画は YouTube でも確認できますが、報告書ではブルドーザーで埋めて固めたか、海に落としたようなことを書いています。

汚染水は、トリチウムだけでも、これが大気になって大勢に健康被害を及ぼす筈で、遙かに小規模の事故だったセラフィールド原子炉火災事故では沿岸の子どもの白血病がやがて10倍に。

トリチウムの問題の本質は β 線ではありません。体内に入ったトリチウムは有機結合型トリチウムになって、全体の２～３％が全身の DNA の塩基と塩基をつなぐ水素および塩基内の水素と入れ替わり、DNA を書き換え、更に崩壊します。

「こんな過酷事故があったけれど、住民が先頭に立ってこんなに復興した」と東京オリ・パラの機会を利用して世界にアピールして、原発輸出のダメージ回復を図る…これが経産省以下の原子カムラがやって来たことでした。当地の行政やメディアをあらゆる手段でコントロール。Ｊヴィレッジを「復興のシンボル」にして聖火リレーのスタート ポイントにし、ふたば未来学園は年中お祭りムードで、飯舘村は村ごと箱物等を近代化して…県民の現実への注視はすっかり失われました。これは官製の大量殺人でなくて何でしょうか。

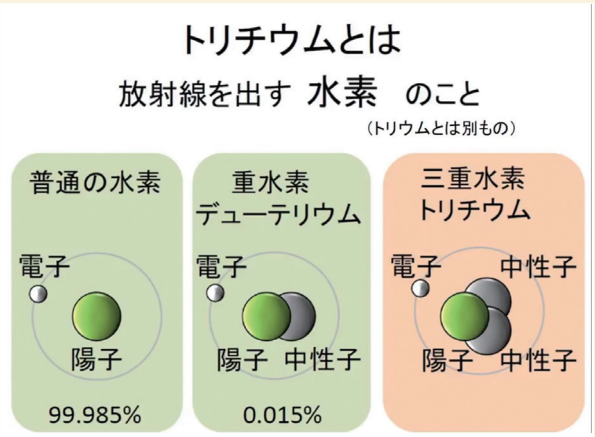

出典：村上茂樹「原発ミニ講座 第２回トリチウム」YouTube より

本の紹介

『福島が沈黙した日
原発事故と甲状腺被ばく』

集英社新書　定価本体（900円＋税）　榊原崇仁 著

６ページ、「私の主張」の中で井戸川さんより「……私がずっと言ってきた、核害の真相を明らかにしてくれたこの本は、非常にありがたいと思っています。……」と紹介されていますが、ここで「本の紹介」として改めて取り上げます。井戸川さん推薦の本です。

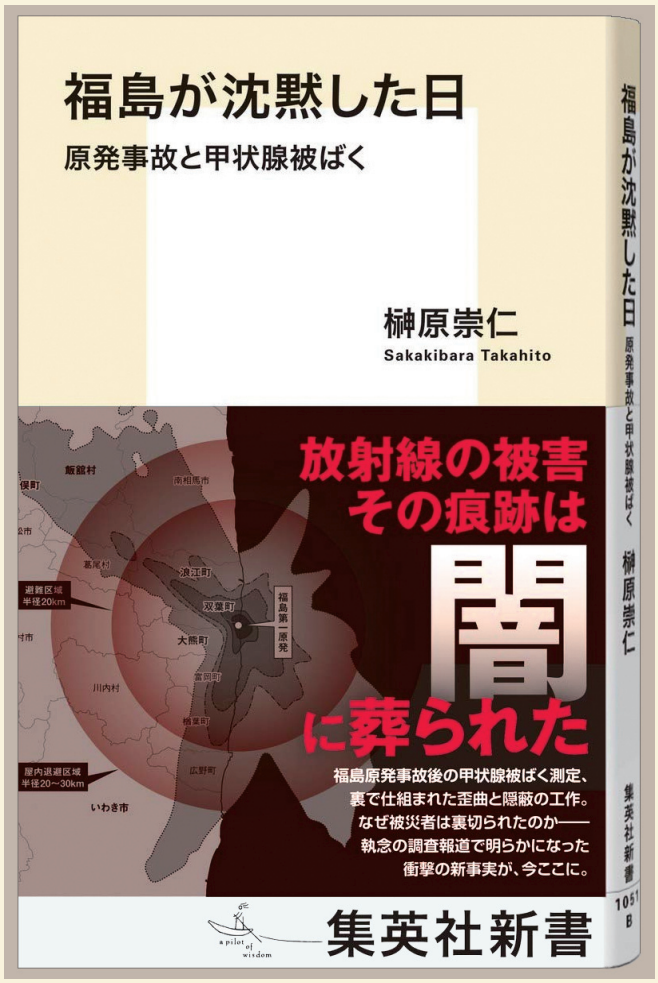

表紙カバーに記されている案内には

「……本書は、新聞記者の著者が被害の核心とされる甲状腺被ばくに切り込み、国や県が実態調査を怠った狡猾な工作を否定する書である。彼らが認めていない放射線被害がいかに隠蔽・歪曲されたか……。綿密な情報開示請求で得た膨大な量の文書とその解析、関係者への周到な聞き取り取材により、衝撃の真相に迫る。」

とある。

目次

第1章　100ミリシーベルトの少女
第2章　1080人の甲状腺被ばく測定
第3章　早々と終えた理屈
第4章　2011年３月17日

たしかに衝撃の真相である。今まで闇に葬られていた事実、実態把握が明らかにされているが、なんといっても大きな特色は、情報公開請求や聞き取りによって明らかにされた事実をもとに「実名」が出されて語られていることである。

自分で読むだけでなく周りの人たちに読むことを勧めてもらいたい本である。

（落合）

今号から、漫画「事故は終わっていない」の連載を始めます

「コロナ禍」により井戸川裁判の口頭弁論期日が取り消され、市民活動の様々な企画が延期・中止と相次ぐ中、やっと「かわら版17号」を昨年の10月に発行し、11月のリモートの会議で次号の「かわら版」について検討している時、「井戸川裁判の意義を何とか分かりやすく伝えられないか」ということから、「漫画の形に出来ないか」ということになりました。そこで身近な知り合いでプロの漫画家の常夏さわやさんに相談したところ、引き受けてくださることになりました。今のところ、今号から４回連載で各号２頁の企画で、今回はプロローグの位置づけです。作品のテーマからその表現の難しさを考えると、企画の練り直しも含め皆さんからの意見を頂きたいと思います。なお、作品は26～27頁の見開きを右から左へ読んでください。（長内）

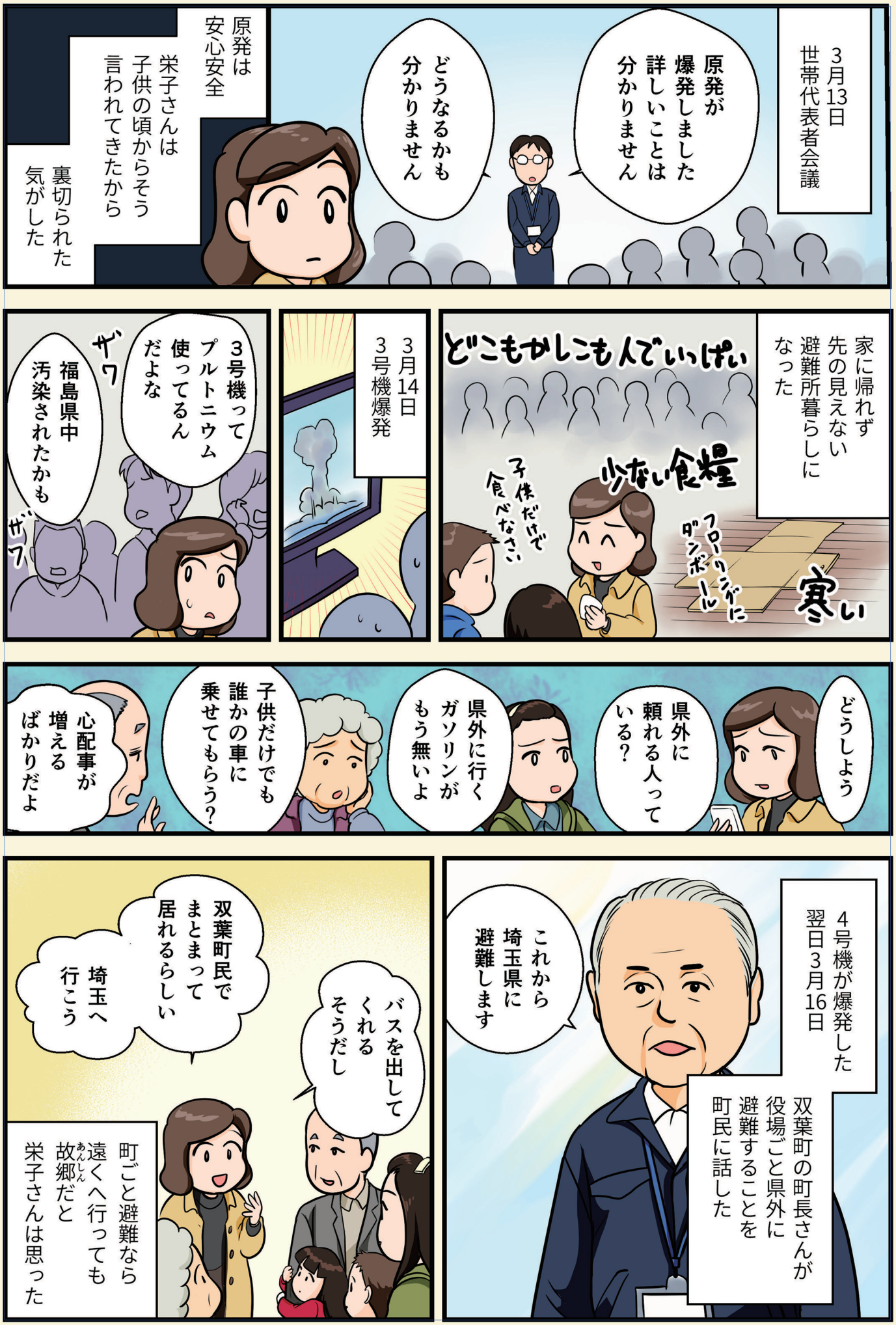
3月13日
世帯代表者会議
原発が爆発しました詳しいことは分かりません
どうなるかも分かりません
原発は安心安全
栄子さんは子供の頃からそう言われてきたから
裏切られた気がした
家に帰れず先の見えない避難所暮らしになった
どこもかしこも人でいっぱい
少ない食糧
子供だけで食べなさい
フローリングにダンボール
寒い
3月14日
3号機爆発
3号機ってプルトニウム使ってるんだよな
福島県中汚染されたかも
ザワ
ザワ
どうしよう
県外に頼れる人っている？
県外に行くガソリンがもう無いよ
子供だけでも誰かの車に乗せてもらう？
心配事が増えるばかりだよ
4号機が爆発した翌日3月16日
双葉町の町長さんが役場ごと県外に避難することを町民に話した
これから埼玉県に避難します
バスを出してくれるそうだし
双葉町民でまとまって居れるらしい
埼玉へ行こう
町ごと避難なら遠くへ行っても故郷だと栄子さんは思った

この漫画は複数の体験記を元に作られたフィクションです。

原発立地帯双葉町の悲劇

事故は終わっていない

作画・常夏さわや

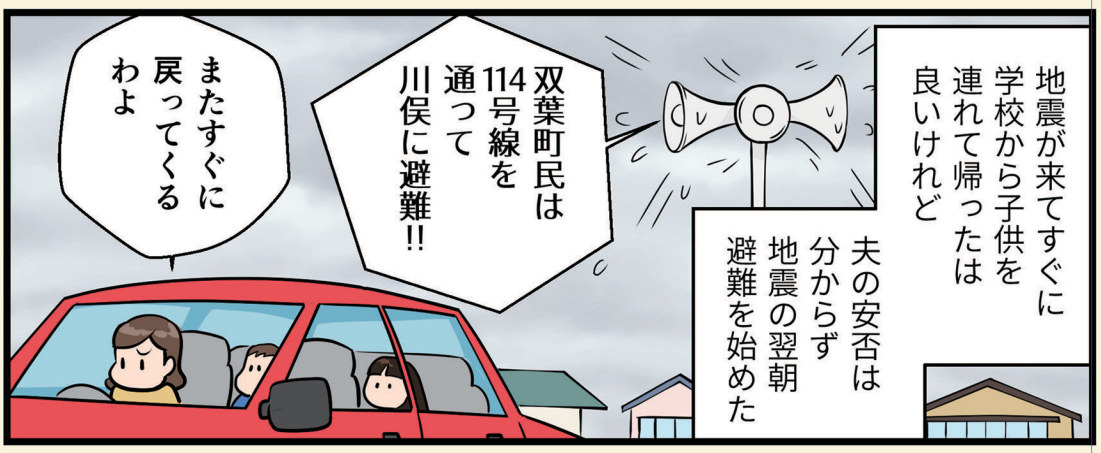

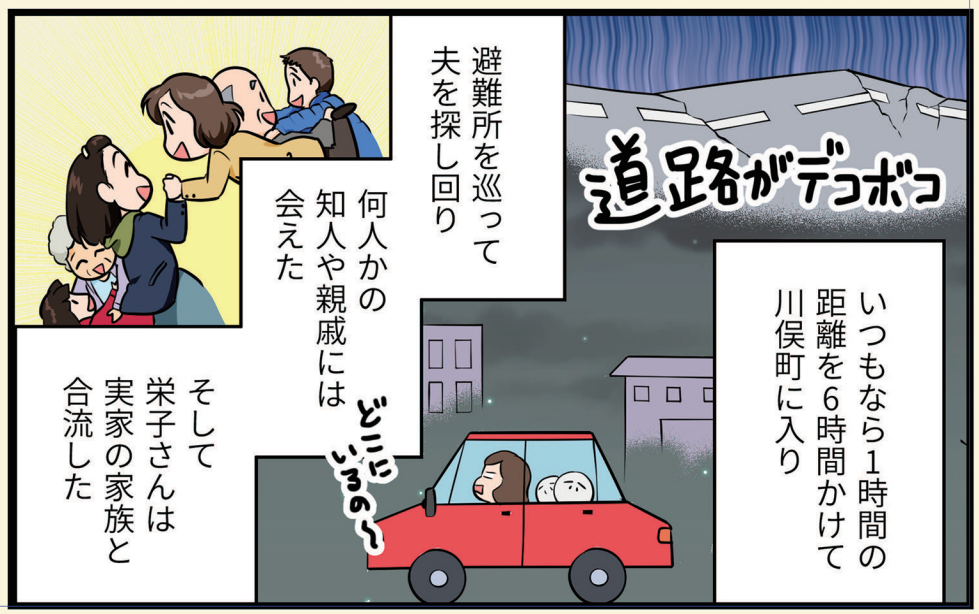

左頁上に続きます

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）
第18回口頭弁論期日のお知らせ

2021年4月21日(水)　東京地方裁判所
103号法廷　10時30分開廷

（9時40分より地裁前で事前集会を予定しています）
（傍聴は先着順です。抽選の可能性もありますので10時までにお越しください）

裁判長が替わるそうです。多くの人々が傍聴席に座ることで、
この訴訟の社会的な関心と注目度を示すことができます。

アクセス　東京メトロ「霞が関駅」Ａ１出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩１分
「桜田門駅」５番出口（有楽町線）徒歩６分

傍聴席から井戸川裁判を支えましょう！　ぜひ傍聴にご参加下さい

報告集会　**衆議院第一議員会館（第３会議室）**
開場12時～　開始12時30分～

（議員会館内にコンビニ・食堂があります。また会議室内に持参しての飲食も可能です）

報告者：弁護団、井戸川克隆さん

当日は定員42人の会場、入場者は先着順とします。「コロナ禍」という事情を考慮し、「報告集会」のネット配信をする予定です。アクセス希望の方は事務局宛へ事前にメールでお申込みください。▶事務局 E-mail：idogawasasaerukai@yahoo.co.jp（締切りは前日まで）

今後の予定　第19回口頭弁論期日　2021年7月21日（水）
東京地方裁判所103号法廷10時30分開廷

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110－6－361267　口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会